

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 4F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第79号

今回のコラムテーマは、「栄養成分表示」です。実務担当者にとっては、分析値を用いる場合は検査担当者(もしくは外部検査機関)と、強調表示をする場合は商品開発担当者とそれぞれ密接に関わることから、なかなか自己完結のしにくい仕事の1つかと思います。まずは義務化の対象と、新基準に伴う変更点を整理してみます。

新基準においては、原則として全ての消費者向けの加工食品と添加物を対象に、栄養成分表示が義務付けられます。そして対象となる食品であっても、省略できる条件が規定されています。表示可能面積が30cm²以下のもの、酒類、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの、極めて短い期間で原材料が変更されるもの、消費税法第9条に規定する小規模事業者(課税売上高1,000万円以下)が販売するもの、がそれぞれです。次に旧基準からの主な変更点はこ

新しい食品表示基準での 栄養成分表示

～対象となる栄養成分と強調表示について～

・ナトリウムを食塩相当量で表示(ナトリウム塩を添加していない食品にのみナトリウムの量を併記可)

・任意項目は飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、食物繊維、糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類、(うち飽和脂肪酸、食物繊維については積極的な表示を推奨)

・栄養成分表示の対象成分を明確に規定

そして実際の表示例は「例1」のようになります。「ナトリウム」が「食塩相当量」に変わっているだけのように見えますが、任意表示の幅が広がっています。

例えば「砂糖不使用」を強調(糖分は原料由来のみ)する表示をしながら、推奨される栄養成分も表示した場合は「例2」のような表示例となります。

※「砂糖不使用」の記載をした

(例1)

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

(例2)

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
- 飽和脂肪酸	g
- n-3系脂肪酸	g
- n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
- 糖質	g
- 糖類	g
- 食物繊維	g
食塩相当量	g
シヨ糖	g

場合「糖類」の記載は任意ではなく必須となります。

また、詳細な変更点の例はこちらです。

・糖質及び食物繊維の表示をもって炭水化物の表示に代えることはできません。

・様式は「栄養成分表示」と表示(栄養成分値)、「標準栄養成分」等ではなく。

・当該食品単位が一食分である場合にあっては、当該一食分の量を併記。

・栄養成分の内訳を記載する場合は、上位の表示より1字下げる。「(八イフン)」は省略可能。

上記の例では「砂糖不使用(糖分は原料由来のみ)」と強調表示をした場合ですが、旧基準では枠内に記載していた「シヨ糖」を新基準では枠外に記載します。これは栄養成分表示の対象成分を明確に規定されたことによるもので、β-カロテンなども枠外への記載になります。

新しく必要になる食塩相当量は、ナトリウムの量に2.54を乗じて求めた計算値が使用できます(また外部機関で分析をする際の換算係数も2.54に変更されています)。また、栄養素等表示基準値や強調に関わる基準値も変更されていることから、栄養機能食品や強調表示してきた商品の表示を新基準に移行する際には、再度、基準値の確認が必要になります。

表示方法を間違わないことも大切ですが、表示と実際との整合性をもつことはより大切です。新基準移行に伴う実際の食品表示業務では、原料に関する規格書の整備のほかに、栄養成分に関する分析値や計算値の根拠資料の整備など、情報管理体制について検討する機会になるのではないかと思います。(川合)

【参考】
食品表示基準、Q&A(消費者庁)
http://www.caa.go.jp/foods/index18.html

コラム 地理的表示「GIマーク」の運用が始まりました。

2015年6月より運用が開始され、7月17日に最初の登録申請内容が公示されました。第1号は「夕張メロン」です。このGIマークは「地理的表示保護制度」によるもので、農林水産省への申請と審査により登録された地理的表示に対し、その基準を満たす商品（生鮮食品、加工食品を想定）にマークを使用できるものです。



「地理的表示保護制度（GI）」の大枠は下記の通りです。

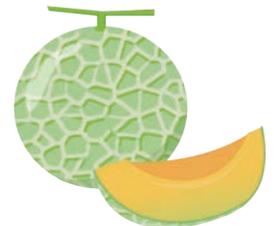
1. 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
⇒製品の品質について国が「お墨付き」を与える。
 2. 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。
⇒品質を守るもののみが市場に流通。GIマークにより、他の製品との差別化が図られる。
 3. 不正な地理的表示の使用は行政が取り締まり。
⇒訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
 4. 生産者は、登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。
⇒地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。
- （出典：地理的表示保護制度（GI）（農林水産省）より引用）

やはり「3」の取り締まりがあること、そしてその対象はGIマークだけでなく「表示」まで含まれることで、登録された地域ブランドの保護の実効性が高められている点がポイントかと思います。

GIマークについては複数国で商標出願・申請しているため、海外に輸出される商品も取り締まりの対象となるとのことで、将来的には有機（JAS）マークのような相互保護の枠組みづくりが進むのではと思われます。

ちなみにEUでは、ハムやチーズなどで地理的表示保護（GI）マークのある製品がよくみられるようですので、一度旅行の際に観察されると参考になるのではと思います。

登録を受けた場合は9万円の登録免許税が必要ですが、一旦登録されると登録が取り消されない限りは存続し更新等の手続は不要ですので、多くの地域産品が申請するのではと思われます。気になる「生産地」の範囲ですが、地域産品と品質等の特性と「結び付き」が認められれば、生産地に含めることが可能とのことですので、詳しくは農林水産省のホームページをご確認ください。



また注意点ですが、ある地理的表示が登録を受けた場合、下記の表示はできなくなります。

- ① 登録を受けた地理的表示と同一の表示
- ② 登録を受けた地理的表示と類似する表示

つまり「夕張メロン」が登録された場合は、その基準を満たさないものに「夕張メロン」もしくは類似の表示をしてはいけない、ということになります（当たり前のことではあるのですが…）。

これにより、「生産量よりも流通量が数倍多い」といった課題の解決策の1つとなるのではと思いますし、また同時に食品表示の実務担当者にとっては「特色のある原材料（食品表示基準）」の判断基準が1つ増えることにもなりますので、これまでよりも食品表示確認の作業工程が一部明確になるという点で、詳しく知っておきたい制度の1つであると言えると思います。
 （川合）

参照：地理的表示保護制度（GI）（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

今月の「お気に入り」言葉

過去から学び、今日のために生き、未来に対して希望をもつ。
 大切なことは、何も疑問を持たない状態に陥らないことである。（アインシュタイン）